

教育委員会 4 月定例会

教育長報告（2）

臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により，次のとおり臨時に代理したので，同条第 2 項の規定により報告する。

2015 年（平成 27 年）4 月 22 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので，藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により，藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について，次のとおり臨時に代理する。

2015 年（平成 27 年）3 月 27 日

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程を次のように改正する。

2015年（平成27年）3月27日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

- 1 改正する規程
別紙のとおり
- 2 施行期日

2015年（平成27年）4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、アートスペースの設置に伴い、生涯学習部職員に補助執行させる事務に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月27日

藤沢市教育委員会

委員長 井上公基

藤沢市教育委員会訓令甲第5号

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項に次の1号を加える。

- (4) アートスペース（藤沢市アートスペース条例（平成27年藤沢市条例第号）第1条の規定に基づき設置されたアートスペースをいう。以下同じ。）に関すること。

別表第1文化芸術課の項に次のように加える。

アートスペース	アートスペースの管理運営	課長		
	アートスペース運営協議会の庶務	課長		

別表第2生涯学習部の項文化芸術課の項中

「市民ギャラリー」を「市民ギャラリー
アートスペース」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(生涯学習部職員に補助執行させる事務)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市生涯学習部長(以下「生涯学習部長」という。)及び生涯学習総務課の職員(藤沢公民館及び村岡公民館の職員を除く。)に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(2) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(4) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(5) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>3 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及び文化芸術課の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 文化振興事業に係る企画及び実施</p> <p>(2) 文化事業の推進に関すること。</p> <p>(3) 市民ギャラリー(藤沢市民ギャラリー条例(昭和61年藤沢市条例第17号)第1条の規定に基づき設置された市民ギャラリーをいう。以下同じ。)に関すること。。</p> <p>(4) <u>アートスペース</u> (藤沢市アートスペース条例 (平成27年藤沢市条例第 号) 第1条の規定に基づき設置されたアートスペースをいう。</p>	<p>(生涯学習部職員に補助執行させる事務)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市生涯学習部長(以下「生涯学習部長」という。)及び生涯学習総務課の職員(藤沢公民館及び村岡公民館の職員を除く。)に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(2) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(4) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(5) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>3 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及び文化芸術課の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 文化振興事業に係る企画及び実施</p> <p>(2) 文化事業の推進に関すること。</p> <p>(3) 市民ギャラリー(藤沢市民ギャラリー条例(昭和61年藤沢市条例第17号)第1条の規定に基づき設置された市民ギャラリーをいう。以下同じ。)に関すること。</p>

以下同じ。）に関すること。

6 第1項から前項までの規定により補助執行させる事務の決裁については、別表第1に定めるもののほか、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教委規則第3号)第8条及び第9条のとおりとする。

(教育機関等の組織)

第8条 前3条の規定により補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、別表第2のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第8条関係)

【別記2 参照】

6 第1項から前項までの規定により補助執行させる事務の決裁については、別表第1に定めるもののほか、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教委規則第3号)第8条及び第9条のとおりとする。

(教育機関等の組織)

第8条 前3条の規定により補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第6条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第8条関係)

【別記2 参照】

【別記1 別表第1(第6条関係)】

改正後 (案)

課名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
文化芸術課	文化振興	文化事業の基本計画の作成	教育長		
		基本計画に基づく運営計画の作成	部長		
		文化事業の企画及び実施	課長		
	市民ギャラリー	市民ギャラリーの管理運営	課長		
		市民ギャラリー運営協議会の庶務	課長		
	アートスペース	アートスペースの管理運営	課長		
		アートスペース運営協議会の庶務	課長		

現行

課名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
文化芸術課	文化振興	文化事業の基本計画の作成	教育長		
		基本計画に基づく運営計画の作成	部長		
		文化事業の企画及び実施	課長		
	市民ギャラリー	市民ギャラリーの管理運営	課長		
		市民ギャラリー運営協議会の庶務	課長		

【別記2 別表第2(第8条関係)】

改正後 (案)

所属		教育機関
生涯学習部	文化芸術課	市民ギャラリー <u>アートスペース</u>

現行

所属		教育機関
生涯学習部	文化芸術課	市民ギャラリー